

意見公募の結果

1 規則等の題名

金沢市における市民と動物が共生する社会の推進に関する規則

2 規則等の案の公示の日

令和3年3月1日

3 提出意見並びに提出意見を考慮した結果及びその理由

意見数：1件

NO.	提出意見		提出意見を考慮した結果 及びその理由
	該当箇所	いただいたご意見の概要	
1	多数の犬猫を飼養する者	金沢市における多頭飼育に関する指導対象として犬・猫だけでなく、うさぎ（イエウサギ）など他の動物も含まれるように加えるべき。犬猫以外の多頭飼育が生じた場合にも、市が必要に応じて速やかに適切な対処がとれるようにしてほしい。	<p>条例第15条は、第1項において、動物の健康・安全の保持や、動物による人の生命・身体・財産に対する侵害などの防止のため必要があるときは、飼い主等に対して指導・助言を行うことができるという一般原則を規定しています。</p> <p>その上で、同条第2項は、多数の犬又は猫を飼養し、又は保管する者として規則で定める者に対しては、指導・助言を行うことができることを確認的に規定しているものです。</p> <p>これは、特に犬や猫については、多頭飼育による問題が全国的に多く発生していることを受けて定めた規定であり、この条例の委任を受けて定める規則については、意見公募時の案のとおり規定することとしました。</p> <p>なお、犬・猫以外の動物に関しても、多頭飼育により適正な飼養が損なわれる事態が生じたときは、法や条例第15条第1項の規定による指導をすることができますので、本市でも、そのような事態を把握した場合は、飼い主に対する適切な指導に努めてまいります。</p> <p>また、条例第9条でも、飼い主の遵守事項として、飼う動物数は適正な飼養が可能な数とすると規定しており、市民に対してもこれら条例の内容について周知してまいります。</p>

(注) ご意見については、一部要約して記載しております。